② 特定建設工事共同企業体の全ての構成員にあっては、平成10年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記(a)から(e)の要件を全て満たす鋼橋上部工工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

(a) 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b) 鋼橋の新設工事であること。

(c) 最大支間長が50m以上であること。

(d) 連続桁で５径間以上であること（同一橋梁の一部施工の場合でも５径間以上連続の施工実績があること。）。

(e) 当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、(a)から(e)は同一橋梁での施工実績であること。

③ 全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、代表者の技術者が次に掲げる基準を満たすものとする。

(ｱ) １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ｲ) 平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(a)から(e)の要件を全て満たす鋼橋上部工工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

(a) 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b) 鋼橋の新設工事であること。

(c) 最大支間長が50m以上であること。

(d) 連続桁で５径間以上であること（同一橋梁の一部施工の場合でも５径間以上連続の施工実績があること。）。

(e) 当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、(a)から(e)は同一橋梁での施工経験であること。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3) 出資比率要件　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９ 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号新気仙大橋上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 25 年 11 月 12 日

会計担当内閣参事官　福井　仁史

◎調達機関番号　005　◎所在地番号　13

１ 調達内容

① 品目分類番号　71、27

② 購入等件名及び数量　情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務　一式

２ 意見の提出方法

① 意見の提出期限　平成25年12月２日12時00分（郵送の場合は必着のこと。）

② 提出先　〒100―8914 東京都千代田区永田町１－６－１　内閣府大臣官房会計課契約第四係　錦織千由紀　電話03―5253―2111　内線82322

３ 仕様書案の交付

① 交付期間　平成25年11月12日から平成25年12月２日まで。

② 交付場所　上記２②に同じ。

４ Summary

① Classification of the services to be procured : 71, 27

② Nature and quantity of the services to be required : The Designing and development of Cooperation network system for personal information 1 set

③ Time-Limit for the submission of comments : 12 : 00, 2 December 2013

④ Contact point for the notice : Chiyuki Nishikori, Contract 4 Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914, Japan. TEL03―5253―2111 ext. 82322

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 25 年 11 月 12 日

農林水産省大臣官房経理課長　長谷川博章